

(1) 小項目評価

- ① 第一期中期目標と第二期中期目標の評価の連続性・整合性を重視するとともに、大学での評価が4段階であることから、従来どおり4段階評価とし、「B」を標準とする。
- ② 本県の他部局の評価基準を踏まえ、評価の客観性及び透明性を確保する観点から、定量的な評価指標が設定されている場合の評価の判断基準の目安は下記のとおりとする。

区 分		判断基準の目安
A	計画を上回って実施している	目標値を上回って実施 (100%超)
B	計画を概ね実施している	目標値を90%以上実施
C	計画をやや下回っている	目標値を70%以上実施
D	計画を大幅に下回っている	目標値を70%未満

- ③ ②以外の場合など定性的な事業については、定量的な評価の判断基準に準じ、事業の進捗状況・成果の検証を踏まえ、委員の協議により総合的に判断する。

区 分		判断基準の目安
A	計画を上回って実施している	計画の達成度が100%超相当
B	計画を概ね実施している	計画の達成度が90%以上相当
C	計画をやや下回っている	計画の達成度が70%以上相当
D	計画を大幅に下回っている	計画の達成度が70%未満相当

(2) 大項目評価

限られた財源や人的資源を可能な限り有効に活用し卓越した事業(研究)等を推進するなど、特色ある大学運営を実現する観点で評価を行う。

(案) 小項目評価を点数化 (A=4, B=3, C=2, D=1) した4段階評価とし、傑出した事業等で下回った事業を補完

区 分		判断基準の目安	最低ラインなど
IV	計画を上回って実施している	小項目の平均値が3.6以上	[教育等]A×7個、B×4個 [経営等]A×5個、B×3個
III	計画を概ね実施している	〃 3.0以上3.6未満	Aの数=Cの数
II	計画をやや下回っている	〃 3.0未満	評価委員会と協議
I	計画を大幅に下回っている	評価委員会が特に認める場合	

(別案) 小項目評価のAとBの割合による4段階評価とする。

区 分		判断基準の目安	Cの割合
IV	計画を上回って実施している	全てA又はBで、かつAが80%以上	0
III	計画を概ね実施している	AとBの割合が80%以上	[教育等]2/11、[経営等]1/8
II	計画をやや下回っている	AとBの割合が80%未満	評価委員会と協議
I	計画を大幅に下回っている	評価委員会が特に認める場合	

(3) 全体評価

大項目評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の進捗状況について記述式により評価を行う。